

令和5年審議 第4回基本問題小委員会 配席図

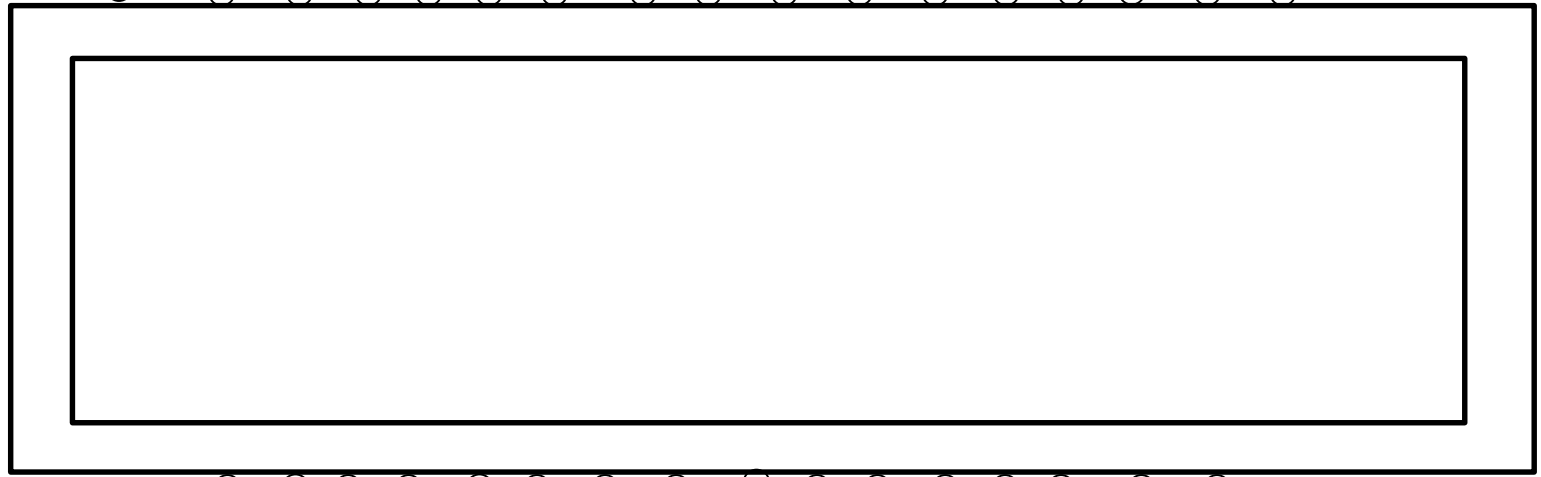
令和5年8月23日(水)
15:00~17:00
於:中央合同庁舎3号館
10階共用会議室

WEB出席者
・蟹澤委員
・岸上委員

随行席

全国中小建設業協会
土志田会長
(オプザーバー)

- | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|---------|------|---------|------|------|
| 丸山委員 | 松島委員 | 浜田委員 | 西野委員 | 小倉委員 | 惠羅委員 | 荒木委員 | 小澤委員 | 青木委員 | 岩田委員 | 榎並委員 | 楠委
員 | 仲田委員 | 東委
員 | 堀田委員 | 渡邊委員 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|---------|------|---------|------|------|



傍
聴
席

- | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--------------|------------|----------------|-------------|----------|---------|------------|--------------|---------|---------|------------|---------------------|-------------|-------------|--------------|
| 伊藤建設業適正取引推進室長 | 荒木公共工事契約指導室長 | 竹林建設技術調整室長 | 室永建設システム管理企画室長 | 和田建設技術政策分析官 | 橋本技術調査課長 | 楠田官房審議官 | 林大臣官房技術審議官 | 塩見不動産・建設経済局長 | 蒔苗官房審議官 | 岩下建設業課長 | 宮沢建設市場整備課長 | 松野建設キャリアアップシステム推進室長 | 横尾建設業技術企画室長 | 御手洗建設業政策企画官 | 沖本入札制度企画指導室長 |
|---------------|--------------|------------|----------------|-------------|----------|---------|------------|--------------|---------|---------|------------|---------------------|-------------|-------------|--------------|

随行席

出入口

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会 基本問題小委員会委員名簿

令和5年5月15日現在

青木 富三雄	一般社団法人住宅生産団体連合会環境部長兼建設安全部長
荒木 雷太	一般社団法人岡山県建設業協会会長・一般社団法人全国建設業協会前副会長
井出 多加子	成蹊大学経済学部客員研究員
岩田 正吾	一般社団法人建設産業専門団体連合会会長
榎並 友理子	日本アイ・ビー・エム株式会社執行役員公共事業統括部長
惠羅 さとみ	法政大学社会学部准教授
大森 文彦	弁護士・東洋大学名誉教授
小倉 範之	全国建設労働組合総連合書記次長
小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科特任教授
蟹澤 宏剛	芝浦工業大学工学部教授
岸上 恵子	公認会計士
楠 茂樹	上智大学法学部教授
仲田 裕一	一般社団法人不動産協会企画委員長
西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科准教授
浜田 紗織	株式会社ワークライフバランス取締役
東 佳樹	一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部会長
堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科教授
松島 進	東京都建設局企画担当部長
丸山 優子	株式会社山下PMC代表取締役社長
渡邊 美樹	独立行政法人都市再生機構本社本社住宅経営部次長

(五十音順、敬称略)

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会 基本問題小委員会 運営要領

(委員長)

第1条 基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）に委員長を置く。委員長は、小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員（以下単に「委員」という。）が互選する。

2 委員長は、議事を運営する。

(招集)

第2条 小委員会は、委員長が、これを招集する。

2 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び議事事項を委員に通知する。

3 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を中央建設業審議会会長及び社会資本整備審議会産業分科会建設部会会長に報告するものとする。

(議事)

第3条 小委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 小委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(議事の公開)

第4条 小委員会の会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、委員長が特段の理由があると認めるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員長が会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認めるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第5条 この運営要領に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、委員長が随時定める。

附 則

この運営要領は、平成23年9月30日から施行する。